

ご家庭にお持ち帰りください

みどりのたより

年頭にあたって《瀧川理事長》… P2～3

健康保険組合

- 改選のお知らせ ……………… P4
- 23年度特定保健指導が始まります …… P5
- 献血協力キャンペーンを実施します … P6
- 窓口での支払いは自己負担限度額までに … P7

厚生年金基金

厚生年金基金に加入することによる利点 … P8～P9

2012
新年号



兵庫トヨタ自動車健康保険組合・兵庫トヨタ自動車厚生年金基金

年頭にあたつて



新年おめでとうございます。
皆様におかれましては、ご家族ともども、大きな希望と夢をもつて新しい年をお迎えのことと存じます。
旧年中は、当健康保険組合並びに厚生年金基金の事業運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。
「ウサギ年」の平成23年は、飛躍の年といわれスタートしましたが、3月11日に発生した東日本大震災で日本の様子が一変しました。地震・

津波で多くの方が犠牲になつたこと
も大きな衝撃でした。更に、福島の
原子力発電所が津波の被害に遭い、
放射性物質が拡散したことで、周辺
に住まいする多くの住民を含め、市
町村単位で避難せざるを得なくな
り、現在もその状況が続いていま
す。阪神大震災を経験した私達も、
今回の被害の大きさには言葉を失う
程でした。日本の総力を結集して、
早期に復興することを願つてやみま
せん。

理事長 瀧川 博司
庫トヨタ自動車厚生年金基金

さて、平成22年度全国健康保険組合の状況ですが、全組合の8割が赤字となり、その額は4,154億円になりました。保険料率を引上げた組合は、全体の約3割、415組合にのぼりましたが、平成21年度に次ぐ赤字額となりました。

字決算となりました。しかし、予算段階において、別途積立金を2億円取崩す予定でしたが、1億1,000万円で済みましたことは、少し安堵出来ました。別途積立金取り崩しを続けることには限りがあります。健全な財政運営とは、保険料收入だけで運営可能とすることであると考えています。毎年赤字となる大きな要因は、高齢者医療制度に係る納付金が、健康保険組合を運営する私達にとっては、大変大きな重荷になつていることです。平成22年度納付金等については、前年度と比べ、約2億3,400万円減少したとはいえ、約8億3,800万円を拠出しています。この数字は、皆様から頂いています保険料の、43・53%にあたります。平成25年度から実施予定の新しい高齢者医療制度も、先の震災の影

響や、政治の混迷で先が見えない状況ではあります、が、健康保険組合としては現状の制度の中でしっかりと運営するための努力が必要と考えております。その為に、平成23年度は、以下の新規事業を立ち上げました。先ず、疾病予防対策として、「被保険者人間ドック受診可能年齢の36歳への引下げ」「主婦ドック巡回検診」「メンタルヘルス相談窓口の開設」「特定保健指導の対象者数を増やす」「歯科検診における補助金制度の創設」です。又、コスト削減の為の、「健康保険組合ホームページの立ち上げ」や「健康保険証カード化」等の事業も実施しました。一年目ということもあり、成果は計画通りとならなかつた事業もあります。合わせて、健康保険組合として事業の効率化に取組み、事務費コストの削減にも成果を残す一年といたします。ここで、皆様にお願いしたいことがあります。一つ目は、事業主が実施する健康診断は対象となる全ての人人が受診頂き、その後に実施する「特定保健指導」の対象となつた人は、ご自身で決められた目標を意識し、生活習慣病改善行動を行つて頂きたいことです。二つ目は、「被保険者ドック」「主婦ドック

ク」についても、対象となる人は全員が受診して頂きたいと思います。そして、検査結果に基づき、疑わしい項目では再検査・精密検査を受け頂き、早期発見・早期治療に結びつけて頂く様にお願いします。結果を放置し、症状の重篤化を招くのは、ご本人だけではなく、ご家族や事業主にとって大きな損失となります。皆様のお取組み次第で、医療費の削減が可能となります。健康は当たり前と思われがちですが、健康を維持するには努力が必要です。健康で働ける喜びを皆様と分かち合いたいと思いますので、宜しくお願ひします。

次に、厚生年金基金の状況について申し上げます。平成22年度の運用実績は、1・16%のマイナス運用となりました。平成21年度には、約160億5,000万円まで回復した年金資産ですが、158億8,000万円と約1億7,000万円減らす結果となりました。幾つかの要因がありますが、日本にとっての一番の要因は、3月11日に発生した東日本大震災です。平成22年8月に底値となつた日経平均株価ですが、その後徐々に値を戻し、2月には一時10,900円まで上昇しました。更に期末に向けて、上昇基調にありました。震災を機に大きく下げ、最終的には9,755円で3月末を迎えるました。

株はリスク（不確実）資産と言われております、運用の世界ではその扱いが大変難しい資産ですが、基金にとつては、将来給付の為に資産を増やす目的や、不足金の解消と言う大きな命題もあります。平成22年5月に、国内株式の保有割合も減らしました



限界を超えてしまう状況にもなり兼ねません。大企業だけでなく、中小企業も海外移転の道を選ぶ方法しか残らなくなっています。日本で「物作り」をしても海外に輸出すれば、赤字が増えるだけという現象になるのです。この様に厳しい環境の中で基金制度を運営する為に、平成22年度決算代議員会において、「資産運用委員会設置規程」の制定について、ご承認を頂きました。これは、基金財政の安定化を図り、同時に運用収益の確保を目指す為に、12名の運用委員からなる資産運用委員会で議論頂く場として設けました。同時に、代議員の方への、資産運用等に関する勉強会等に開催を終えました。何れも、年に2回程度開催し、お預かりしています

も、平成23年8月25日に第一回目の開催を終えました。何れも、年に2回程度開催し、お預かりしています

が、日経平均が一年間で12%も下落する状況では、その対応にも限度があるのが実情です。もう一つの要因は、為替において超円高傾向が継続していることです。一年間でドル/円は約11円、ユーロ/円は9円の円高となりました。輸出を基幹産業とする日本経済にとって、これだけ急速に円高が進みますと、企業努力の

障と税の一體改革」議論が行われていることがあります。社会保障改革とは、高齢者医療制度を含む健康保険制度の在り方又、年金制度改革等も含まれています。毎年増加の一途を辿る社会保障費の財源を国債という借金で賄うのではなく、消費税收入によって確保することが主たる考え方となっています。現在日本の国債発行残高は1,000兆円に迫ろうとしても、200%を超えていました。つまり、日本には多くの国債という借金があります。これは、現在問題になっていますギリシャ・イタリアの比ではありません。少子高齢化のスピードが先進国内で非常に早く進んでおり、これらの借金を将来に先送りすることなく、現役世代で返済に取組む改革です。国会審議も始まつていい状況ではありますが、健保制度や厚生年金制度を将来にわたり継続する為に必要な改革ではないかと考えています。

最後に、今後の健康保険組合・厚生年金両制度に大きな影響を与える

結びに、皆様とご家族のご健勝、ご活躍を祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
役員および組合会議員

兵庫トヨタ自動車厚生年金基金
役員および基金代議員

改選のお知らせ

去る、平成23年10月を以て、健康保険組合会議員および厚生年金代議員の任期が満了となりました。これに伴い、従業員を代表する互選議員の総選挙が各選挙区ごとに実施されるとともに、事業主を代表する選定議員の選定も行われました。また、理事長をはじめ、理事・監事といった役員を選出する総選挙会が開催され、健康保険組合ならびに厚生年金基金の役員、選定議員、互選議員は平成26年10月までの3年間の任期で下表のとおり決定いたしました。

なお、厚生年金基金は外部監査を実施しており、月例監査等を行う有識者監査役に兵庫県厚生年金基金学識経験者協議会推薦の大久保憲一氏が選出されています。

兵庫トヨタ自動車健康保険組合会議員

任期：平成 23 年 10 月 29 日～平成 26 年 10 月 28 日

事業所名	選定代議員		互選代議員		選挙区
兵庫トヨタ自動車	理事長	瀧川博司	理事	西谷文男	第一区
		平木秀男		右田慎二	
				清水 剛	
ネッツトヨタゾナ神戸		岡田信彦	理事	森谷明弘	
	常務理事	大西敏郎			
神戸トヨペット	理事	大森弘一	監事	有馬寿人	第二区
		井上繁徳		森晋一郎	
			理事	野田充紀	
トヨタレンタリース神戸		堀本雅裕			
トヨタカローラ兵庫	監事	松浦恒久	理事	高島政幸	第三区
				馬庭仁志	
トヨタエルアンドエフ兵庫		西口良納			
ネッツトヨタ神戸	理事	臼井博一		中地 治	第四区
トヨタカローラ姫路		寺田晴紀	理事	田中啓光	第五区
ネッツトヨタ兵庫	理事	崎谷泰博		横田 正	
計	12名 (内、理事5名・監事1名)		12名 (内、理事5名・監事1名)		24名

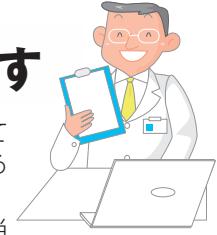
兵庫トヨタ自動車厚生年金基金代議員

任期：平成 23 年 10 月 17 日～平成 26 年 10 月 16 日

事業所名	選定代議員		互選代議員		選挙区
兵庫トヨタ自動車	理事長	瀧川博司	理事	西谷文男	第一区
トヨタカローラ姫路			寺田晴紀		
兵庫トヨタ自動車健康保険組合	常務理事	大西敏郎			
ネッツトヨタゾナ神戸		岡田信彦		森谷明弘	
神戸トヨペット	理事	大森弘一	監事	有馬寿人	第二区
				野田充紀	
			理事	臼井博一	
ネッツトヨタ神戸	理事	臼井博一		中地 治	
ネッツトヨタ兵庫			崎谷泰博	理事	横田 正
トヨタレンタリース神戸		堀本雅裕			
トヨタカローラ兵庫	監事	松浦恒久	理事	高島政幸	第三区
				馬庭仁志	
トヨタエルアンドエフ兵庫		西口良納			
ネッツトヨタ神戸	理事	臼井博一		中地 治	第四区
トヨタカローラ姫路		寺田晴紀	理事	田中啓光	第五区
ネッツトヨタ兵庫	理事	崎谷泰博		横田 正	
計	10名 (内、理事4名・監事1名)		10名 (内、理事4名・監事1名)		20名
◎有識者監査役 大久保憲一					

(敬称略)

平成23年度の特定保健指導が始まります



平成20年度から始まった「特定健診」「特定保健指導」も、早くも4年を経過しようとしています。当健保組合においても年々加入者の皆さんの健康に対する意識は向上し、健診による検査結果の数値が改善される方が増えてきています。

当健保組合の取り組みとしては、ほぼ計画通りに推移していますが、厚生労働省が定めた当初5年間の計画における目標を達成するには、更なる被保険者・被扶養者の皆さんのご協力が必要となります。

「特定健診」においては、被扶養者（特に奥様）の受診率を引き上げるために、主婦ドック関係の充実を図っていきます。「特定保健指導」においては、指導を利用する方の増員とあわせて、途中脱落者を無くして行かなければ平成24年度の最終目標は達成できませんので、今回指導対象となった方については積極的に指導を利用していただきますようお願いします。

22年度の指導結果の考察によれば、動機づけ支援を終了した人の検査数値の改善度合いが最も高く、次いで積極的支援終了者、積極的支援途中脱落者となっており、支援途中で脱落した方においても、初回面談で自身の現状を認識し、何らかの意識あるいは行動の改善が見られたものと思われます。一方で指導を最初から拒否した方には相対的に数値の悪化した人が目立ちました。

以上のことから、23年度の指導については、動機づけ支援対象者は全員、積極的支援もできるだけ多くの方に利用していただく方向で展開する予定です。

平成22年度 特定保健指導（積極的支援）最終結果

保健指導種別	保健指導			保健指導 対象者数	終了者	終了率	脱落者	脱落時期内訳			
	当初 候補人数	面談 不参加者	資格 喪失者					初回 面談後	序盤	中盤	終盤
積極的支援	190	4	2	184	118	64.1%	66	27	20	10	9
動機づけ支援	33	0	0	33	33	100.0%	0	0	0	0	0

平成22年度「特定保健指導」利用結果の考察

	基 準 値	肥満度			血糖値		脂質		血圧	
		体重	腹囲	BMI	HbA1c	中性脂肪	HDL-C	最高	最低	
終了した人 49名	基 準 値	—	85.0	25.0	5.2	150	40	130	85	
	22年度平均値	77.7	91.5	25.9	5.2	260	51	139	83	
	改善した人数	31	31	30	29	27	31	25	25	
	悪化した人数	18	16	17	14	22	15	20	22	
	23年度平均値	75.0	90.6	25.5	5.2	251	53	139	84	
途中脱落した人 30名	平均推移幅	-2.7	-0.9	-4.0	±0	-9	+2	±0	+1	
	22年度平均値	76.3	91.2	25.9	5.4	274	54	141	85	
	改善した人数	17	13	16	15	17	15	17	16	
	悪化した人数	12	14	11	7	13	13	13	12	
	23年度平均値	75.9	91.2	25.8	5.4	242	56	137	84	
終了した人 18名	平均推移幅	-0.4	±0	-0.1	±0	-32	+2	-4	-1	
	22年度平均値	73.0	88.1	25.5	5.1	118	62	133	79	
	改善した人数	12	8	12	10	9	10	10	10	
	悪化した人数	6	7	6	3	9	8	8	7	
	23年度平均値	67.0	87.2	24.9	5.0	123	61	130	78	
拒否した人 36名	平均推移幅	-6.0	-0.9	-0.6	-0.1	+5	-1	-3	-1	
	22年度平均値	77.9	92.1	26.5	5.4	210	51	149	89	
	改善した人数	19	16	18	16	18	16	17	12	
	悪化した人数	16	19	17	13	18	17	19	20	
	23年度平均値	77.7	92.3	27.8	5.3	201	51	152	91	
	平均推移幅	-0.2	+0.2	+1.3	-0.1	-9	±0	+3	+2	

- ・男性の被保険者で、23年11月4日現在で23年度定期健診の受診済者から抽出
- ・青字は改善、赤字は悪化を示しています。

2月～3月に

献血協力キャンペーンを実施します！

第46回目を迎える「兵庫トヨタ献血みどり会」の活動に連動して、今回より2～3月を「献血推進協力月間」としてさらに強力に展開する予定をしています。

これまでの献血運動では献血車の配車される店舗が限定されていたため、参加したくても参加できなかった方もありました。そこで今年度より2月～3月を献血協力推進月間として兵庫県赤十字血液センターに登録していただき、この期間中に県下各地の献血ルームで献血された場合でも当健康保険組合の献血事業への参加としてカウントするもので、これまで以上に多くの方に参加していただけると期待しています。

2～3月は年間を通してもっとも献血者が少なく血液が不足する時期となります。加えて昨年3月の東日本大震災の影響により血液が不足がちの東北地方に各都道府県から血液を送るという活動の中で、ただでさえ不足気味の兵庫県の血液在庫量はますます逼迫することが懸念されていますので、ぜひ皆さんのお協力をよろしくお願いします。



詳細は近日中に当健保組合ホームページの献血のページにてご案内させていただく予定です。またこのページでは、献血に関するいろいろな情報も掲載していきますので、ぜひご覧いただきますようお願いします。

県下各地の献血ルームのご案内



病院が必要としているのは400mlの血液です！

皆さんは輸血と聞いてどんなイメージを思い浮かべられるでしょうか？

大きなかがや手術、抗がん剤治療などの際に、体に必要な分の赤血球や血小板、その他血液製剤を補充すること、これらが一般的に思い浮かぶ輸血のすがたでしょう。

輸血用血液は、すべて皆さんの献血によって賄われていますが、病院で使われている血液製剤の大部分は、400mlの献血または成分献血由来の血液製剤です。

一般的に病院では400mlの輸血がほとんどを占めており、200ml輸血は赤ちゃんなどごく限られた患者さんに対してのみ使われているのが現状です。

輸血は治療上欠かすことのできない重要な医療行為ですが、実は輸血は「他人の生きた細胞」を「自分の体に入れる」行為であり、「臓器移植」の一種なのです。そのためまれではありますが、感染症や免疫反応による重大な副作用が起こることがあります。その危険を少しでも減らすため、医療現場では日々努力を重ねていますが、400mlの血液を使用するのもその一環です。

例えば同じ800mlの血液を輸血する場合、400mlの血液であれば2人分ですが、200mlですと4人分の血液が混ざり合うことになります。一度に大勢の血液を輸血することは、それだけ副作用の危険性を高めることになりますので、現在病院で使用する血液のほとんどが400mlの血液となっています。

400ml献血の基準は、すべての献血方法の中で最も厳しいため、誰でもできる訳ではありませんが、基準をクリアしている方はぜひ400ml献血にご協力ください。

(神奈川県立がんセンター 金森先生のお話から)

外来診療で高額になつたときも…

窓口での支払いは、自己負担限度額までに

医療機関等の窓口の自己負担額に上限を設け、本人や同一世帯の被扶養者（以下、「被保険者等」）の負担軽減となるのが高額療養費制度です。制度が改正され、窓口での支払いが限度額まで済むしくみが、外来でも使えるようになります。

外来も 自己負担限度額まで

これまで、窓口での支払いが高額になつた場合は、入院に限つて希望すれば支払いが自己負担限度額まで済むしくみがありました（現物給付）。

しかし、外来診療では、いつたん被保険者等が窓口負担分を支払い、あとで健保組合に高額療養費を請求する必要がありました。

このため平成24年度から制度が改正され、同一月の同一医療機関※では、外来診療でも自己負担限度額までの支払いが済むようになります（現物給付化）。この制度を利用すれば、一度に多額の費用を用意する必要がなくなります。

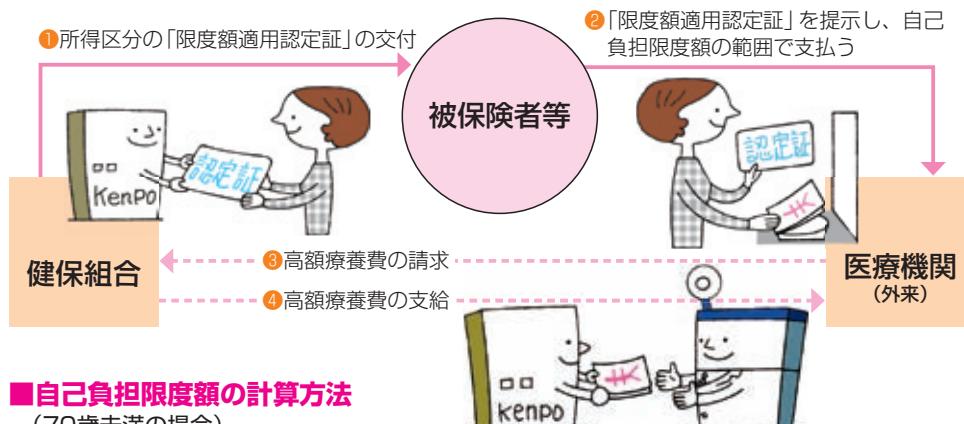
※外来では、患者が複数の医療機関や薬局にかかる場合があり、各医療機関で他の窓口負担を把握できないため。

「限度額適用認定証」の交付を受けたら、医療機関等を利用する際に窓口に提示してください。

事前に 健保へ「認定証」を申請



■窓口負担が自己負担限度額を超えた場合 (同一医療機関、同一月の場合)



■自己負担限度額の計算方法

(70歳未満の場合)

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多數該当*
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円+(かかった医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(かかった医療費-267,000円)×1%	44,400円
低所得者 (市〈区〉町村民税の非課税者等)	35,400円(定額)	24,600円

*高額療養費の支給が12ヵ月間で3ヵ月を超えた場合に、4ヵ月目から適用される限度額
※ご不明な点がございましたら、当健康保険組合までお問い合わせください。

厚生年金基金に加入することによる利点

私達は、国の厚生年金保険の被保険者になると同時に、兵庫トヨタ自動車厚生年金基金の加入員になります。当基金の「しくみ」などについては、『みどりのたより 平成23年新年号』(健康保険組合のHPご参照)でお知らせしましたが、今回は基金の加入員になることによって、将来受けることができるメリットについてご紹介します。

※内容につきましては、平成24年1月1日時点のもので、今後、国の法改正、また、基金の規約変更などによって、変更となる場合があります。

年金を受給するための加入員期間

■ 国の年金は25年以上、基金なら1ヵ月以上の加入で受給できます。

国の年金を受け取るには、原則として25年以上の加入期間が必要ですが、基金の基本部分は、基金に1ヵ月以上加入するだけで、将来、年金として終身に亘って受給することができます。さらに、プラスアルファが上乗せされます。



支給開始年齢

基金の基本年金は国の年金を代行しているので、支給開始年齢も国のスケジュールにあわせ段階的に引き上げられます。

平成24年1月1日現在では、下表のとおりです。

生年月日		年金を受けることができる年齢
男性	女性	基金の基本部分・国の報酬比例部分
昭和28.4.1以前	昭和33.4.1以前	60歳
昭和28.4.2～昭和30.4.1	昭和33.4.2～昭和35.4.1	61歳
昭和30.4.2～昭和32.4.1	昭和35.4.2～昭和37.4.1	62歳
昭和32.4.2～昭和34.4.1	昭和37.4.2～昭和39.4.1	63歳
昭和34.4.2～昭和36.4.1	昭和39.4.2～昭和41.4.1	64歳
昭和36.4.2以降	昭和41.4.2以降	65歳

※国の老齢基礎年金は男性：昭和24年4月2日以降生まれ、女性：昭和29年4月2日以降生まれの方に対しての支給は65歳からとなります。

● プラスアルファ部分の給付乗率

性別	生年月日	基金のプラスアルファ部分	総報酬制導入前	総報酬制導入後
男性	昭和28.4.1 以前生まれ	a 基金の給付乗率	1000分の9.025	1000分の6.943
		b 国の給付乗率	1000分の7.125	1000分の5.481
女性	昭和33.4.1	基金のプラスアルファ (a-b)	1000分の1.900	1000分の1.462

性別	生年月日	基金のプラスアルファ部分	総報酬制導入前	総報酬制導入後
男性	昭和28.4.2 以降生まれ	a 基金の給付乗率	1000分の9.938	1000分の7.645
		b 国の給付乗率	1000分の7.125	1000分の5.481
女性	昭和33.4.2	基金のプラスアルファ (a-b)	1000分の2.813	1000分の2.164

→総報酬制の導入とは

平成15年4月1日より総報酬制が導入され、毎月の給与（標準報酬月額）と賞与（標準賞与額）から同率の保険料（掛金）が徴収されるようになりました。

それまでは、賞与にかかる掛金率は労使0.5%ずつ計1%と、毎月の掛け金率（労使8.675%ずつ計17.35%）に比べて、かなり低く設定されていました。そのかわりに賞与の額は個人の年金額を計算する対象から外されていました。

● その他の独自給付

事例	雇用先	国	基金	独自給付の内容
失業給付を受けると		×	◎	• 60～64歳で特別支給の老齢厚生年金を受けられる方が、会社を退職し、雇用保険の失業給付（基本手当）を受ける場合は、国からの年金は全額停止されますが、当基金がお支払いする年金のカットは行いません。
高年齢雇用継続給付を受けると		△	◎	• 60～64歳で特別支給の老齢厚生年金を受けられる方が、「高齢雇用継続給付」を受けると、年金支給は在職中の調整に加えて、標準報酬月額の約6%を限度に、さらに年金額が支給停止されます。 • 当基金の年金支給は、この調整の対象外としています。
60～64歳で働いている場合	当基金の加入事業所	△	△	• 60～64歳で働いている間は、年金月額と賃金*の合計が28万円に達するまでは、年金が全額支給されますが、28万円を超えると年金額が調整（カット）されます。 • 調整は国との年金から行われ、全額支給停止になれば、次に基金の基本年金をカットします。 • この支給停止の割合が2割を超え、全額停止までの場合は、支給停止額を2割にとどめます（平成17年3月31日までに当基金の加入員になられた方に限ります）。
	加入事業所以外	△	◎	• 国の年金の停止方法は加入事業所で働かれている場合と同じですが、当基金からお支払いする基本年金のカットは行いません。
65歳以後で働いている場合	当基金の加入事業所	△	○	• 65歳以後で働いている間は、年金月額と賃金*の合計が46万円に達するまでは、年金が全額支給されますが、46万円を超えると年金額が調整（カット）されます。 • 調整は国との年金から行われ、全額支給停止になれば、次に基金の代行部分の年金を割合に応じてカットしていきます。 • この場合、基本プラスアルファ部分のカットはありません。 • なお、在職中は70歳になるまで厚生年金保険の被保険者となり、保険料も納めますが、退職時（在職中であっても70歳到達時）に年金額が見直されます。
	加入事業所以外	△	◎	• 国の年金の停止方法は加入事業所で働かれている場合と同じですが、当基金からお支払いする基本年金のカットは行いません。

• ここでいう“働いている”とは、厚生年金保険料を支払っている方が対象となります。

• 賃金*＝年金額調整の基礎となる「総報酬月額相当額」とは

総報酬月額相当額とは、支給停止額の基礎となるもので、「その月の給与（標準報酬月額）」と「その月以前の1年間に受けた賞与（標準賞与額）の総額の1/12」との合計です。



皆さんの写真を 「みどりのたより」に掲載しませんか

現在、健康保険組合と厚生年金基金からのお知らせとして、年間4回皆様のお手元にお届けしています。

今後、この冊子の表紙を飾る写真を皆様から募集させて頂き、優秀作品を使用させて頂きます。

皆様がお持ちの「春・夏・秋・冬」各号にふさわしい写真のご提供をお願いします。

今回募集しますのは、**「春号」**（4月上旬発行予定）の写真です。**〔春号応募締切日：2月29日（水）必着〕**

応募規定

- ①ご応募点数は各回ごとに、お1人一点です。（2L判サイズ）
- ②被保険者、被扶養者が撮影された写真。
(デジタルデータは、掲載が決まった時点での提出をお願いします。)
- ③未発表作品（他の写真展等で入選していない作品）に限ります。
- ④被写体に人物等が入っている場合、応募に関しては必ずご本人（被写体）の承諾を得てください。
又、被写体が未成年者の場合は、親権者承諾が必要です。
- ⑤以下の情報について作品の裏面にご記入ください。
(撮影者名・年齢・事業所名・所属・連絡先・撮影日・撮影場所)
- ⑥応募時に記載された個人情報は、作品に関する掲載の目的以外には使用しません。
- ⑦採用された方のお名前掲載については、任意とさせて頂きます。作品採用時に相談させて頂きます。
- ⑧写真は、「兵庫トヨタ自動車健康保険組合 写真募集係」へ送付ください。

応募が多数の場合は、組合で選考させて頂きます。

写真を使用させて頂きました方には、謝礼として記念品をお渡しします。

応募頂きました写真・データにつきましては、返却させて頂きます。



〈表紙写真〉

撮影場所 北海道 小樽運河

みどりのたより

No.184

平成24年1月1日発行

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

兵庫トヨタ自動車厚生年金基金

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号 ☎ 神戸078(252)2806 発行人/大西 敏郎